

表(10) 勤労所得

項目	年度	
	9~11年	12年
A 農林水産以外 個人業主所得	4,184	600
B △ 勤労所得	4,278	552
B/A	236.1	72.0

国の如く物価騰貴の大きかった
際の前得はやゝ過大に見積られ
ておるので直ちにこれを比較す
るには問題がある。

(iv) 法人所得

法人所得は法人が企業主体とな
って企業を運営し得る所得である
が、法人はこの所得の中から法人

と個人業主所得の対比

21年度		22年度		23年度		24年度		25年度		26年度	
人員	一人当り所得	人員	一人当り所得	人員	一人当り所得	人員	一人当り所得	人員	一人当り所得	人員	一人当り所得
3,017	45	3,119	125	3,529	187	3,901	196	4,131	238	4,365	269
11,564	9	11,250	25	11,951	66	11,785	92	12,582	109	13,755	139
3,820	280	3,739	28.0	3,406	34.9	3,881	46.9	3,826	45.8	3,144	50.9

(iv)

個人業主と勤労者とは戦前では農林水産以外のもののみでみると(表(10)参照)

前者は四百五十万円、後者は約倍の一千五百万人ぐらいてあった。ま
つとる農業をいれれば、大体同じ位に反る。戦前では右の
個人業主と勤労者の一人当りの所得は前者は約六百円、後
者は五百五十円ぐらいて、そのひらきが小さかったが、戦
後と反って個人業主の方が勤労所得を凌駕しての傾向は今
日とまで反んでいる。

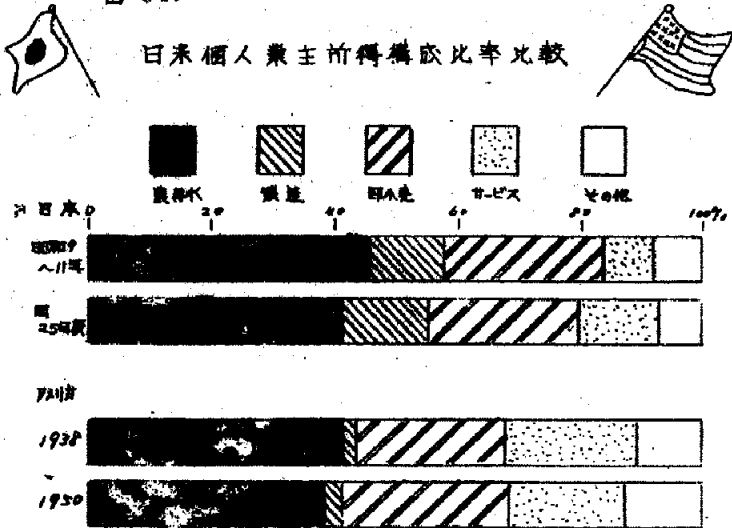
(v)

これを米国と比較すると図(14)の通りであつて、我が国の農
林水の比率が格段に高いのは農業国を物語つていゝもので
あろう。また米国の製造業の比率が極めて小さいのは、工
業生産は殆んど法人組織の大企業によつて担当され、我が
国のように国内工業の経営の少いことによるものである。こ
れを米国の国民所得のこの項目は、物価騰貴による在庫
品の値上りと調整済みのものであるから、比率としては我

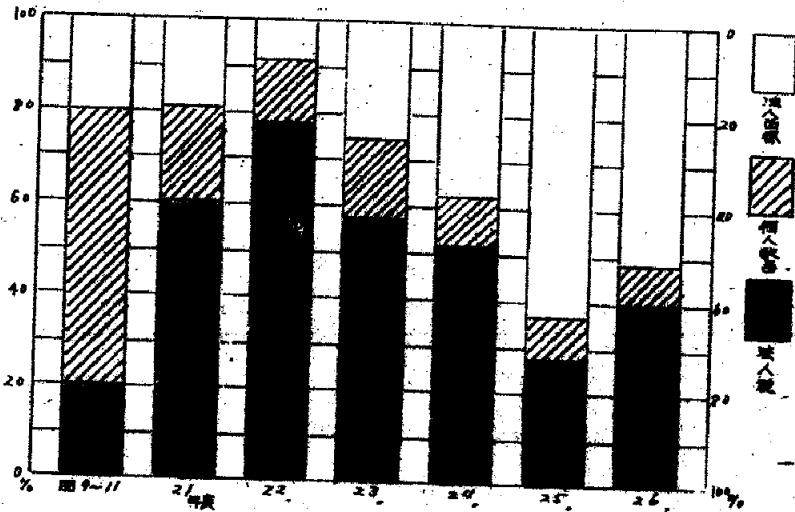
国の如く物価騰貴の大きかった際の前得はやゝ過大に見積
られておるので直ちにこれを比較するには問題がある。

図(14)

日米個人業主所得構成比率比較



法人所得構成の推移



ついでに図(15)に示されるように、終戦直後の二十一年、二十二年は法人税の割合が圧倒的に多く、法人留保は僅かであったが、その後法人留保が増大し特に二十五年以降は法人所得の半分以上を占めるに至っている。

これは前に述べたように、経済の回復、動乱ブームの影響とともに法人税の軽減、資産再評価等の措置によって法人企業の資本蓄積に重点が向けられたためである。もっとも戦前は法人所得の六〇％が個人配当に向けられていたのに対し、二十六年度では僅かに八二％であり、この矢張、留保が未だかなり重く、かつ企業組織の

税を払い、出資者である個人に配当を支払う。残りを法人本配利商として留保するのである。従つて法人所得はその媒介面から、法人税、個人配当及び法人留保に分けられるのである。

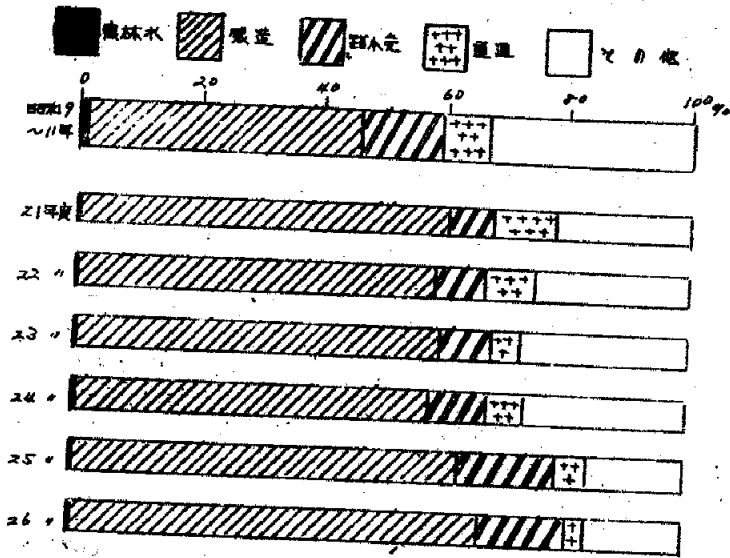
(1) 法人所得の分配国民所得に占める割合は、終戦直後は、前に述べたように、企業構造の变化から勤労所得とともに著しい減少を来したが(前掲表(6)参照)。

その後立ち直り、特に二十五年以降は、特需と物価上昇に加え、法人税の急激な合理化、資産再評価等の一連の税制改正が行われ結果、法人所得は急激とふくれ、二十六年度の比率は一〇・ニ％となり、九一一年の八三％を大きく凌駕してゐるが、これを英國の一五・六％に比べるとまだかなり低位にあることは勤労所得と其の軌を一にするのである。(前掲表(7)参照)。

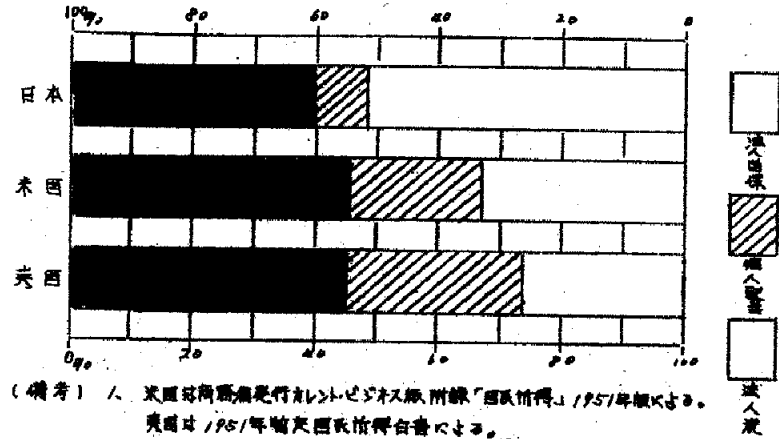
しかしながらこの国際比較において、また個人業主所得の割合と同様の在庫価格の調整の何處のあることと留意すべきである。

(2) この増大していつた法人所得と、その媒介面についてみると、實数について、前掲表(6)の通り各項目とも年々伸びてゐるが、法人所得全体に占める比率に

図(17) 法人所得産業別構成の推移



図(16) 法人所得構成の国際比較



(備考) 1. 米国は商務局発行の「レトリブティブ」の「法人所得」1951年報による。英国は1951年報の「法人所得」による。
 2. 日本 = 1951年度
 米国 = 1950年
 英国 = 1951年

(iv)

円は戦後低下したが其の傾向は、二十六年度では戦前比率を上回って一四三%となっている。これに反し運輸通信及びその他の公益事業部門は戦後の上昇から減少に向い、二十六年度では三%となり戦前の半分以下の割合となつていゝのが目立つ。この戦後と未、英と比較すると図(18)の通りであるが、両国とも我が国に比べて製造業、卸売小売業の比率がはるかに高く、こゝに生産製造の相異が示されていゝのである。

最後に法人税の推移と、生産活動に直接関係の深い寄附金社税の動きによつてとらえてみよう。即ち図(19)によれば戦後全社税は急速に増加の一途をたどり、二十六年度

(12)

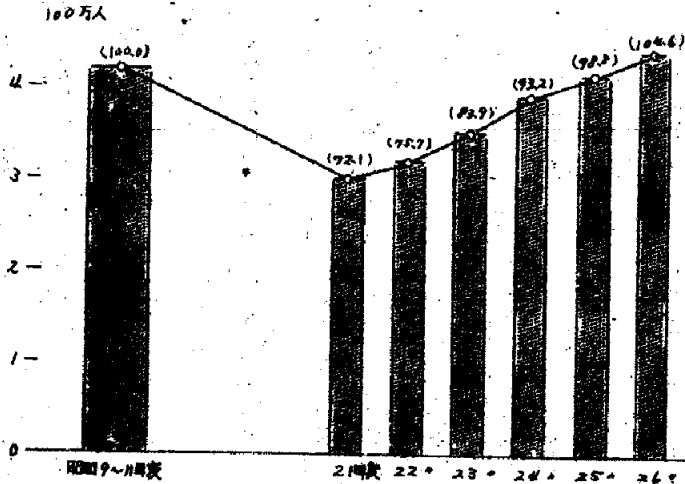
確立、経営の合理化も不十分であることと示すのであろう。これを未、英と比較すると図(16)の通りであつて、一九五〇—五一年において両国ともわが国より法人留保の割合が低く法人税が高いが、これは個人配当の率が高いために大きいことによつてお分るようである。資本高積率が既に高いことによるものである。

(12)

次に法人所得を産業別にみると、図(17)の通りである。その殆んどが農林水産業以外の産業であることは生産構造よりして当然のことであるが、戦後はとくに鉱工業部門が増大し、二十六年度では法人所得の七割を占めるに至つた。なお卸小売業の商業部

図(20)

個人業主人員数



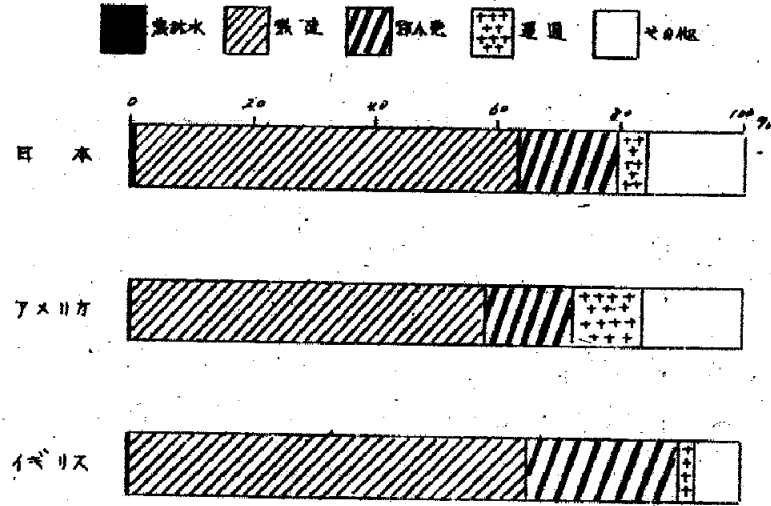
個人賃貸料所得

個人賃貸料所得は個人が所有する土地家屋等の不動産の賃貸から生ずる所得で、

において総数二六万を超え九一一年の九万三千に比べて実に三倍に近いかつと云つていい。これに会社組織以外の法人を加えると、戦後如何に法人数が増加していつにか想像に難くないのである。ちよみに個人業主数の異動をみると(図(20)参照)二十六年度において戦前数を僅かに超過しているに過ぎず、この両者の伸びを比較することにより、戦後戦前との比の肉派から個人業主より法人組織の取換したものの多かつたことが判断されるのである。

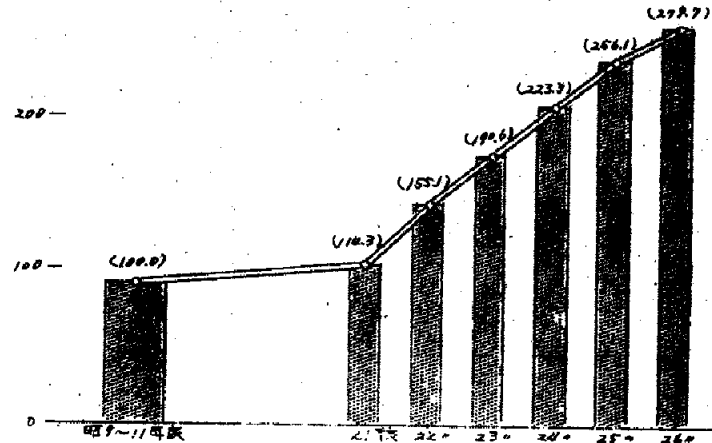
図(18)

昭和25年各国法人所得構成比率比較



図(19)

会社総数



(備考) 巨額片社の増加の甚多。

田畑小作料、宅地地代及び家賃からなるが、これは不動産の賃貸と本業として営む場合の所得は含まれ反りの反し、個人所有の自家使用宅地、家屋については地代家賃相当額を評価計上してゐるのである。ただし、前者の場合にはその所得は個人業主所得に計上され、後者の場合は宅地、地代は自己所有のものであつても耐久消費財として年々用役を生産し、賃借のものと同らかわりか反りからである。

個人賃貸料所得は、戦後極めて激増せず（前掲表の参照）分配国民所得に占める割合も、九一一年の一〇・三％から大きく増して、二十一年度僅か一％と反つた。また、伸び幅の状況も見て置かなくてはならぬ。これは、農地改革により小作農地の減少したこと、インフレによつて一般物価が騰貴した反動、小作料、地代、家賃等は価格統制により抑えられた等戦後五済の特殊性によるものである。いまこれを米、英と比較してみると（前掲表の参照）、両国とも、他の所得に比べればその比重はさほど大きくはないが、一九五一年において我國の〇・八％に対し米国三・三％、英国三・六％とはるかに大きいのである。

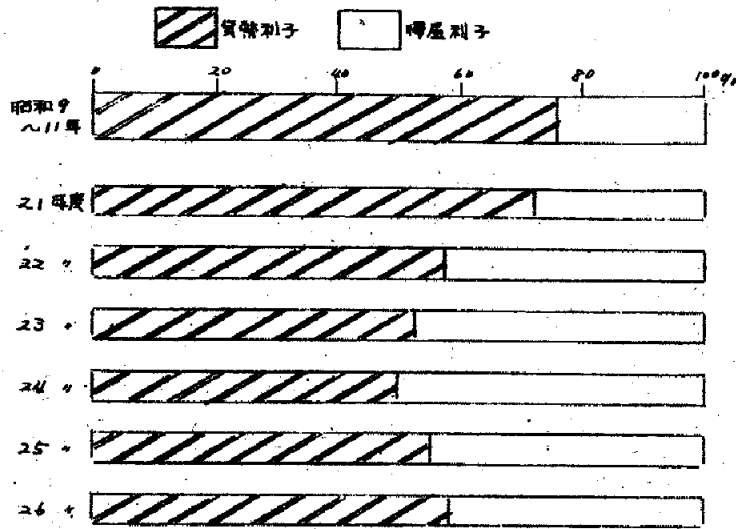
(ホ) 個人利子所得

個人利子所得とは、個人がその所有する貨幣資本を政府や民間企業に供給することにより、利子として受け取る所得であり、貨幣利子および附屬利子よりなり、貨幣利子とは、民間企業等が個人に支払う、即ち個人が更迭に受取る額としての利子であつて、一般に支払利子あるいは予金利子といはれてゐるものである。附屬利子とは、金融機関が個人の所有する貨幣資本と予金として予りそれと他の企業への投資運用として、利子配当を収入として受取り、その中から予金若しくは返すに貨幣利子を支払ふ場合、この受取利子配当と支持貨幣利子の差額、即ちいわゆる利子の部分等として金融機関に留保されたものであつて、金融機関が個人の予金若しくは予金の運用をとなつて与える累積サーピスに対応して発生して利子等である。これは国民所得統計上の特殊の概念である。

(イ) 戦後における個人利子所得の推移をみると（前掲表の参照）個人賃貸料所得と較べて一として全く激増せず、分配国民所得における比重も、戦後激増激減した。また、伸び幅も激増であり、二十一年度において僅か一四％と僅か反り、これは前記

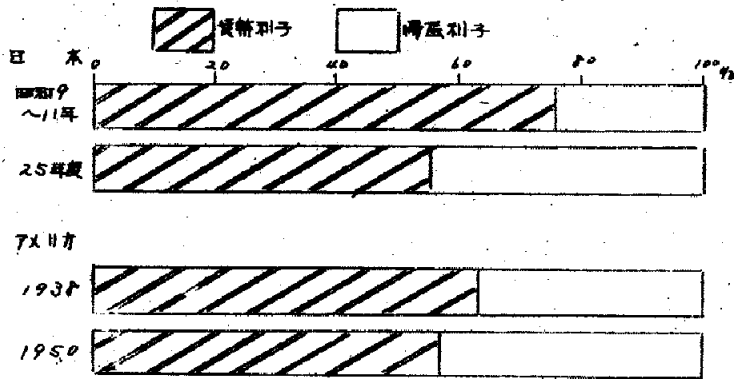
図(21)

個人利子所得構成比率



図(22)

日米個人利子所得



(47)

(48)

官公事業剰余は、政府や地方公共団体が企業と運営し得る剰余であり、それが

官公事業剰余

この比率を米國と比較してみると図(22)の示すように、一九五〇年において米國の貯蓄利子は四七・七%で我國の四四・七%よりやや低くなっている。

次に個人利子所得の内容を期に或るべき貸付利子、貯蓄利子に分け、その推移をみれば図(21)の通りであつて、戦後貸付利子の比率が減少し、貯蓄利子が若しく増加しているのが知られるが、これは手金利子が戦前と対比してあまりのび互りのと、貸付利率等が戦前に比してかなり高いためである。

(前掲表の参照) 米國は三〇%で我が國より大きいが、英國は〇・九%で小さくなつてゐる。

べは個人貸付料所得と同様に、イシフレ期における財産所得のすがたを承してゐるものであつた。五〇、個人貸付料所得とすると利子所得の比率の右のような数値が相対的に前に述べた貯蓄所得、法人所得等の比率の増大に影響してゐる面も看過されてはならぬ。二十六年度の右の比重を米英と比較してみると、(前掲表の参照) 米國は三〇%で我が國より大きいが、英國は〇・九%で小さくなつてゐる。

(49)

企業所得である夫においては、個人業主所得および法人所得とかわるところがな
いが、その企業運営の主体が政府または地方公共団体であり、従って財政と密接
な関係にある夫に特色があるのである。もっとも国によって国民所得統計上の取
扱いは必ずしも同一では無く、我が国および英国等は企業所得の立場に立ってこれと
分離国民所得に算入しているのに対し、米国ではむしろ財政収入である兵に着眼
してゐる同種統計に包含させているのである。ちつとも我が国では専売基金のみはこ
れと同種統計とみなしてゐる。

一般に官公事業とよばれるものには、公団、公社等の形態のいわゆる政府関係
機関によつて運営されるものと、政府が直接と特別会計を設けて運営するものと
二通りあるが、これに従つて現在国民所得統計上取扱われている主な政府の官公
事業を分類すれば次の通りである。政府関係機関によらちのとしては、日本専売
公社、日本国有鉄道、日本電信電話公社であり、特別会計によらちのは、印刷庁、
造幣庁、国有林野事業、アルコール専売事業、郵政事業、貴金屬、資金運用部、
郵便貯金等である。

前掲表(6)により官公事業割合の推移をみると——(推計資料の関係から地方公
共団体の運営する官公事業は含まれていない)——年によつてその変動の甚しい
のが目立つが、これは官公事業が民間企業と異つて單純に利潤の収と追求するも
のではななくて、公益事業的なるもの、社会政策的なるもの、或は不経済制約なるもの等
々その第一次目的を異にするものが多く、従つて時の政策に大きく左右されるか
らである。またその分離国民所得における比率も極めて低く、二十六年度におい
て僅かの二%に過ぎない。ちなみに英國の一九五一年におけるこの比率は前掲表
(7)に示すように一七%となつてゐる。

なお、二十三、二十三年度の官公事業割合は赤字を示しているが、戦後のイン
フレ期においては、官公事業も、民間企業と同様赤字経営に陥り、一般会計から
多額の援助を受けつゝなお事業の特殊關に制約され收支が廣くはかつたのである。
その使経済の安定とともに漸次健全性もとりも出す一方、官公事業の大京である
専売事業、鉄道事業、大々日本専売公社、日本国有鉄道の政府関係機関に切り換
える等官公事業の整備が行われつつある。

(4) 海外よりの純所得

これは勤勞所得をはじめ、右に述べた各種の所得について海外からの支取分が海外への支払分を差し引いた我國の海外よりの純支取りの額であつて、因によつては所得形態に応じて夫々の項目に包含させているが、我國ではこれらと別に對外的所得として一括計上してゐるのである。併しながら、その額や比率は、前掲表(6)に示されるよう極く僅かであつて殆んど問題にならなないのである。

(4) 以上所得形態別に分配國民所得の構成をなすものが、政府に所得分布の問題について簡単に觸れておこう。

所得が國民の間にどのように分配されてゐるかという所得の階層別分布は、國民所得の構成の中で、古くから最も研究されてゐる問題である。蓋し、それは生産される所得と分配の媒介とを離すべからず、それを規制するものであるからである。例へば、個人の自由と媒介し得る可処分所得が純体として増加してゐる。その大部分が高額所得者によつて占められ、いづゆる所得分布の不平等度の大きい場合は、媒介の面においては、消費支出よりもむしろ貯蓄の割合が増加し、遂に所得分布が

平等に近すれば消費支出を増加せしめ、貯蓄の減少を促すのである。また税引前の分布と税引後のそれとを比較することによつて、税制の影響が解り、政府の介入による所得再分配の効果を判断することも出来るのである。

このように所得の階層別分布は、消費支出および貯蓄を通じて、國民の生活水準と資本蓄積に重要な關係をもち、更に財政と密接な關係にあるため、経済理論の実証的研究や、経済政策の樹立には極めて有用なものであるが、實際問題としては、分布の型をあらわす経験的規則の確立も不十分であり、不平等の意義にも問題が多く、特に基礎資料が徴収統計に限られてゐるため見解が以下の分布は連環統計によらざるを得ないといふ根本的な欠陥がある。研究の成果は未だあるべきものがなく、今後の課題として残されてゐるのである。

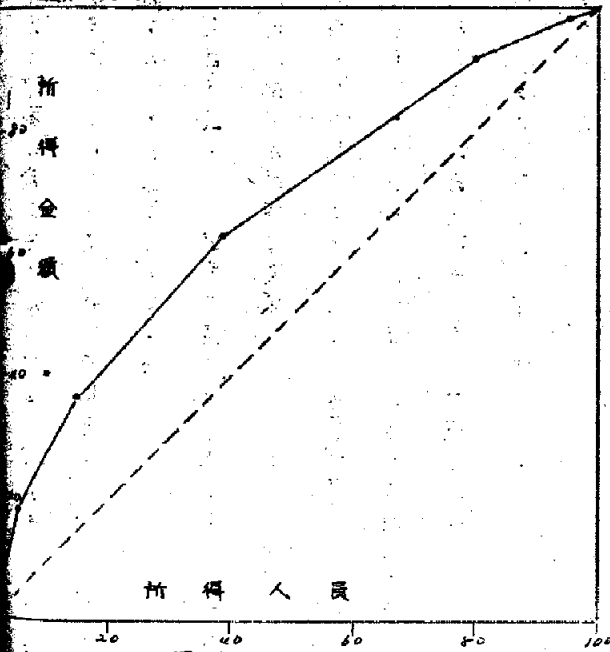
従つてここでは、戦後における分配國民所得や個人所得の所得分布や所得の形態別の各々の所得分布の推移を具体的に對前年度、若くは戦前等と比較検討することは一應保留し、かりに前述國民所得若しくは個人所得の二項目である個人家主所得の二十六年における分布の動態を統計的所得分配の中心の所得による

てながめてみるにどうゆゑより、即ち図(23)は二十六年度の申告所得について、高所得階級からの所得金額の累積に對する所得人員の累化をあらわし(いわゆるロートレックス曲線)表(11)は所得階級別に対応する所得人員の割合を示すものであるがこれらによると刻えば大體の所得が四割以下の人員によって占められ、二十万円から二十万円までの間の所得者が最も多くて總人員の四割以上におよび、その所得の合計は總所得の約三割を占めていゝ等の關係が解るのである。

表(11) 所得階級別人員数

所得階級	人員数	百分比
2万円以下	200,249	5.78
2万円超 12万円以下	496,059	14.26
12万円超 20万円超	1,419,745	42.83
20万円超 30万円超	819,014	24.55
30万円超 50万円超	376,525	11.13
50万円超 100万円超	141,073	4.26
100万円超 200万円超	19,362	0.58
200万円超 500万円超	4,769	0.14
500万円超	697	0.21
合計	3,497,476	100.00

(23) 所得人員・金額累積図(高所得階級より累積)昭和26年



註、国税庁資料による。

(三) 支出面からみた国民所得の構成

① 分配国民所得と国民総支出の関連

国民総支出又は総生産は、国民所得統計上最終生産物を市場価格で評価し、かつ資本減耗引当をかくめることとして行なうので、生産に参加した勤労者、個人業主、法人企業等に支拂れるべき所得、すなわち要素費用を示される分配国民所得と一致させた場合には、分配国民所得に間接事業税及び資本減耗引当を加え、政府補助金を控除しなければならぬこと、そして分配国民所得にこれらの調整項目を加除したものが、一応理論上国民総生産と生産するに要した生産費という意味で国民総生産費とよばれていることは前に述べた通りであるが、更に分配国民所得はその推計方法にかいて、生産された生産物が所得として個々の経済主体に分配される点において主として補正する人的方法をとるのに対し、国民総生産(国民総支出)は、生産物の流れそのものを追究する、主として物的方法により推計されるため、通常そこに統計上のそごが生れる。

右のように分配国民所得と国民総支出とは、統計上のそごを含めた国民総生産費

と国民総支出（国民総生産）として国民所得統計上関連づけられているのであるが、まず国民総生産費のうち分配国民所得については既に既に述べたので調整項目以下についてその推移をなためてみよう。

表(1)は戦前戦後の国民総生産費の推移を示したものであるが、これによると調整項目の中最も大きい比重を占めていなのは間接事業税である。間接事業税は所得税法人税等の直接税のように直接分配された所得の中より支拂われるものところが、

項目	昭和19年		昭和20年		昭和21年		昭和22年		昭和23年		昭和24年		昭和25年		昭和26年	
	金額	対前年	金額	対前年	金額	対前年	金額	対前年	金額	対前年	金額	対前年	金額	対前年	金額	対前年
国民総生産費	4,378,000	100	4,378,000	100	4,378,000	100	4,378,000	100	4,378,000	100	4,378,000	100	4,378,000	100	4,378,000	100
直接税	1,200,000	27.4	1,200,000	27.4	1,200,000	27.4	1,200,000	27.4	1,200,000	27.4	1,200,000	27.4	1,200,000	27.4	1,200,000	27.4
間接税	3,178,000	72.6	3,178,000	72.6	3,178,000	72.6	3,178,000	72.6	3,178,000	72.6	3,178,000	72.6	3,178,000	72.6	3,178,000	72.6
間接事業税	2,800,000	64.2	2,800,000	64.2	2,800,000	64.2	2,800,000	64.2	2,800,000	64.2	2,800,000	64.2	2,800,000	64.2	2,800,000	64.2
酒類	100,000	2.3	100,000	2.3	100,000	2.3	100,000	2.3	100,000	2.3	100,000	2.3	100,000	2.3	100,000	2.3
たばこ	50,000	1.1	50,000	1.1	50,000	1.1	50,000	1.1	50,000	1.1	50,000	1.1	50,000	1.1	50,000	1.1
酒類	100,000	2.3	100,000	2.3	100,000	2.3	100,000	2.3	100,000	2.3	100,000	2.3	100,000	2.3	100,000	2.3
たばこ	50,000	1.1	50,000	1.1	50,000	1.1	50,000	1.1	50,000	1.1	50,000	1.1	50,000	1.1	50,000	1.1
酒類	100,000	2.3	100,000	2.3	100,000	2.3	100,000	2.3	100,000	2.3	100,000	2.3	100,000	2.3	100,000	2.3
たばこ	50,000	1.1	50,000	1.1	50,000	1.1	50,000	1.1	50,000	1.1	50,000	1.1	50,000	1.1	50,000	1.1
酒類	100,000	2.3	100,000	2.3	100,000	2.3	100,000	2.3	100,000	2.3	100,000	2.3	100,000	2.3	100,000	2.3
たばこ	50,000	1.1	50,000	1.1	50,000	1.1	50,000	1.1	50,000	1.1	50,000	1.1	50,000	1.1	50,000	1.1
酒類	100,000	2.3	100,000	2.3	100,000	2.3	100,000	2.3	100,000	2.3	100,000	2.3	100,000	2.3	100,000	2.3
たばこ	50,000	1.1	50,000	1.1	50,000	1.1	50,000	1.1	50,000	1.1	50,000	1.1	50,000	1.1	50,000	1.1

戦前戦後の国民総生産費の推移

(2) 収

戦前戦後の

生産物の流通の過程において生産物の市場価格に附加せられる税種であるが

社会的経済的混乱の時代にあつては税収は勢い徴収の比較的容易な間接税においてあげられたため、二十一年度から二十四年度までは間接事業税の比重も大きかつたが、安定経済に移行するとともにシマツア税制改革で直接税に重心が移つたためであつて、右表の赤字通り二十五年以後はそのウエイトを減少し、二十六年度は国民総生産費に對して約一割と右りほ戦前水準に落ちつてい

次に価格差補給金を主流とする政府の右に類する補給金は、戦後の企業反社会計の赤字を救済し人心安定と生産復興を目的として年々多額に財政より支出され、これが一面においては戦後インフレの一要因となりつ、その目的に背馳したことは周知の通りであるが、二十四年度からは経済の安定と正帯化をねらいとする均衡財政の立前かり各種の補助金を順次削減されて行き、二十六年度では三百六拾五億圓、国民総生産費に對して、七%と著しく減少している。

さらに資本減耗引当であるが、これは生産に當つて資本的設備が減耗した場合その減耗しただけ資本を補填していかなければ資本はくいづかされてしまうので生産物の価値のうちからこれを補填するのであるが、この補填額が資本減耗引当とよ

はれるのである。そしてこの資本減耗引当部分は純生産物の分配である分配国民所得には含まれないが、国民総支出の中の資本形成には、資本の純増加部分ととも資本減耗引当部分も含まれているため、これと一致させるためには資本減耗引当部分と分配国民所得に計算する必要がある。資本減耗引当の内容は(1)通常の経済活動によつて消耗した資本の価値を生産物に価値を移転した部分(減価償却)(2)工場建新機械等の固定資本や森林等が火災や風水害によつてうけた損害等のような、自然的減価償却ではカバーし得ない通常の資本の減耗(固定資本に対する避税償却)(3)個々の事業において、耐久的な資本財のうち、例えばドリル、工具等の小道具耐久型消費財等のような比較的耐用命数も短い小物の購入を、経理上資本財として取り扱ふべきとして処理している場合のこれらの支出額(5)借費にあてられた資本支出の三つの要素からなつているのである。

いまこの資本減耗引当の推移をみると、国民総生産費に対する比重についてみられるように、戦後初期においては資本減耗引当が少く、その後次第に増加して二十六年度には四五%となり戦前水準に近づいている。ちなみに資本減耗引当総額に占

表(9) 資本減耗引当の推移

年次	資本減耗引当 (十億円)									
	昭和17年	昭和18年	昭和19年	昭和20年	昭和21年	昭和22年	昭和23年	昭和24年	昭和25年	昭和26年
1 減価償却	10	16.2	23.2	28.2	32.3	37.3	42.3	47.4	52.4	57.4
2 資本減耗	1	2.5	3.3	4.0	4.6	5.2	5.8	6.4	7.0	7.6
3 合計(資本減耗引当)	10	18.7	26.5	32.2	36.9	42.5	48.1	53.8	59.4	65.0

める減価償却と資本減耗の割合は表(9)にみられるように大々二十一年度七八%と二二%、二十六年度八九%と一一%である。(5)借費にあてられた資本支出は実際問題として推計困難であるので算出されてはいない。

この前の事情は戦后インフレーションの暴走により資本の貯蓄価格と時価との乖離が大きくなり資本のくいつかしく行われていたこと、及び資産再評価が認められず二十五年度より減価償却額が増大したことを物語るものであろう。然しなかり資本減耗引当が増加したとはいえず、二十六年度の水準を採りて現実の資本減耗が完全に補填され、資本のくいつかしく再生産が行われるかどうかは問題である。

表 (14) 国民総生産費の国際比較 (1951年)

	実 数		比 率		
	米 (十億円)	英 (億ポンド)	日	米	英
国民所得	276.5	115.32	91.1	290	81.2
調整項目	49.2	2.664	16.1	150	18.5
直接事業税	25.4	2.259	10.3	29	15.9
事業振替支出	4.8	—	—	0.2	—
補助金	6.5	4.99	0.7	0.2	3.4
資本減耗引当	23.5	8.92	4.5	2.2	6.2
統計上のその他	3.2	—	0.2	1.0	—
国民総生産費	322.8	141.96	100.0	100.0	100.0

こゝろみにこの国民総生産費に対する比率を米英と比較してみると、(表(14)参照)

一九五一年においてわが国の四五%に対し米國
 七ニ%英國六ニ%と、ともに高い比率を示して
 いるのである。もつともわが國の統計は、米國
 のそれとちかつて、國民所得にたいして後にの
 べる在庫品評価調整という統計上の操作がなさ
 れていないので、もしこれを行えば國民所得が
 減少し、従つて減耗引当の総生産費に対する比
 率も若干の増加することになるのであろうが
 それでも兩國に匹敵することは出来ないのであ
 ろう。

以上の各種の調整項目を分配國民所得に加除
 したものが、理論的には國民総生産費となり國
 民総支出と等しくなるわけであるが、前に述べ

たように分配國民所得は人的方法により、國民総支出は物的方法により、大々格別
 方法を異にするので、その間に統計上のせご水生れるのである。そしてこのせご水
 大きい時は以上にのべに分配國民所得と國民総支出のいかなる因果の究明をあいま
 いならしめるのである。

(2) 國民総支出の構成

生産物の流れを支出面においてとらえた國民総支出は、國民所得統計上、前に述
 べたように、間接事業税や資本減耗引当を含む最終生産物を市場価格で評価推計さ
 れているので、この國民総支出統計によつて國民所得の支出面の構成をわかつてみ
 よう。

國民総支出の構成は大別して

(a) 個人が日常生活を営むために食糧費、被服費、光熱費等として貯蓄やサーピス
 を購入するために支出した個人消費支出

(b) 所得が、個人住宅や民間企業の耐久生産施設に投資されて資本を形成した部分
 と、支出の対象とならぬ残った生産物の在庫品の増加部分よりなる国内